

平成23年第21回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成23年12月5日（月）10時00分から11時45分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、太田浩二、二子石竜子、清家渉、杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 友枝文也、総務部長 今田義雄、
教育企画部長 城戸秀明、教育振興部長 森下博輝、
総務課長 西牟田龍治、財務課長 高田光邦、文化財保護課長 伊崎俊秋、
社会教育課長 中菌宏、教職員課長 川添弘人、義務教育課長 家宇治正幸、
体育スポーツ健康課長 梅田保人

6 会議

10時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）、第40号議案「県立学校教職員の人事について」、協議（2）、協議（3）、協議（4）、第41号議案、第42号議案、第43号議案「県費負担教職員の人事について」、第44号議案「市町村立学校長の人事について」、第45号議案「事務局等職員の人事について」は、二子石委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・福岡県立久留米スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について

西牟田総務課長から、福岡県立久留米スポーツセンターのほか、旧福岡県公会堂貴賓館、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合

プール、福岡県馬術競技場及び福岡県青少年科学館の指定管理者の指定に関する12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、県立久留米スポーツセンターと県立総合プールの指定管理者が民間企業へ変更になった理由について質問があった。

これに対し、西牟田総務課長から、光熱水費などの経費の削減や器具の新たな更新などの提案がされたことが主な理由である旨の説明があった。

また、同じく住吉委員長から、指定管理者制度の趣旨に沿うよう民間企業を活用するとともに、利用者の利便性を向上することに留意するよう引き続き努力して欲しいとの意見が出された。

住吉委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

川添教職員課長から、福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成23年10月28日付けの給与に関する勧告に鑑み、本県公立学校職員の給料、期末・勤勉手当等の額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行う「福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、住吉委員長から、今回の条例改正による、公立学校職員等の給料の引き下げが、本年4月まで遡及されるか否かについて質問があった。

これに対し、川添教職員課長から、額の引き下げであり不利益な改正であることから遡及適用はされないが、本年4月から12月までの公民較差相当分は、本年12月期の期末手当で調整されるとともに、給与月額については平成24年1月1日から改定される旨の説明があった。

また、久留委員から、若年層の給料月額が据置となることについて質問があった。

これに対し、川添教職員課長から、給料月額については職務年数等で給料表により決定され、今回若年層については減額される号給には到達

しないため、給料月額は据置となる旨の説明があった。

また、住吉委員長から、来年の4月から激変緩和措置である現給保障が廃止された場合の県の対応について質問があった。

これに対し、川添教職員課長から、本県人事委員会は本県の実情を考慮し適切な方策を検討している旨の回答があった。

住吉委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

- ・教育費予算に対する意見の申出について

高田財務課長から、平成23年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、これについては全員異議なく承認された。

- ・平成23年度学力調査の結果について

家宇治義務教育課長から、本年度の全国学力・学習状況調査については、東日本大震災の影響で国による実施が見送られたが、本県において国が作成した同調査の問題冊子等を活用し実施した政令市を含む悉皆調査及び福岡県学力実態調査の結果について説明があった。

次いで審議が行われ、太田委員から、調査対象である中学3年生は小学6年生の時にも対象となっており、当時と比較した今回の結果について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、小学校より中学校の方が地区間の平均正答率の差が小さくなるなど、これまでの学力向上の取組の成果が表れている旨の説明があった。

また、久留委員から、児童生徒の応用力を向上させるための取組について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、児童生徒に対し基本的な知識の定着を図るとともに、自分の考えをまとめ、生徒同士で説明しあうなど、授業の中で様々な経験をさせることが重要である。このため教員がメリハリのある授業を展開して十分な成果があがるよう、地区ごとに重点的に教員研修を行うなど、研修の充実に取り組んでいく旨の説明があった。

また、清家委員から、地区間の平均正答率の差についての県教育委員会としての分析及び朝食を毎日食べる児童生徒の割合の全国と本県との

比較について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、地区間で平均正答率に差があることは、本県の課題として認識し危機感を持っていること、また、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、昨年度は全国平均 89% に対し本県は 82% であった旨の説明があった。

また、住吉委員長から、本県が独自に実施している福岡県学力実態調査の結果と全国学力・学習状況調査の結果との相関関係について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、両調査とも同様の傾向が見受けられる旨の説明があった。

また、久留委員から、平日全く学習しない中学生がいるという結果を踏まえて、家庭での学習習慣をより改善させる必要がある旨の意見が出された。

これに対し、家宇治義務教育課長から、まずは小学校段階から児童に対し宿題をだすなど、家庭学習を習慣づけさせる必要があるとともに、中学校段階では必要に応じて放課後や夏季休業中に補充学習を行い、教育力向上福岡県民運動などを通じて家庭を巻き込んで関係課と協力しながら児童生徒が家庭で学習する習慣の向上に取り組んでいく旨の説明があった。

最後に、住吉委員長から、本県教育委員会として教員に対する指導や教材提供など、地域の実情にあった指導を引き続き行うよう要望があった。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

(2) 協議

- ・ 県立学校教職員の人事について

川添教職員課長から、県立学校教職員の個人情報流出行為について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議することとなった。

(3) 議事

- ・ 第 40 号議案 県立学校教職員の人事について

川添教職員課長から、県立学校教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第 40 号議案は原案どおり可決された。

(4) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について
川添教職員課長から、県費負担教職員の個人情報流出行為について説明があった。
次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議することとなった。

(5) 議事

- ・ 第41号議案 県費負担教職員の人事について
川添教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。
次いで審議が行われ、第41号議案は原案どおり可決された。

(6) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について
川添教職員課長から、県費負担教職員の酒気帯び運転による道路交通法違反について説明があった。
次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議することとなった。

(7) 議事

- ・ 第42号議案 県費負担教職員の人事について
川添教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。
次いで審議が行われ、第42号議案は原案どおり可決された。

(8) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について
川添教職員課長から、県費負担教職員の酒気帯び運転による道路交通法違反における職務義務違反について説明があった。
次いで審議が行われ、このことについては、議案として審議することとなった。

(9) 議事

- ・ 第43号議案 県費負担教職員の人事について
川添教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲

戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第43号議案は原案どおり可決された。

・第44号議案 市町村立学校長の人事について

川添教職員課長から、市町村立学校長の退職に伴う校長人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第44号議案は原案どおり可決された。

・第45号議案 事務局等職員の人事について

西牟田総務課長から、事務局等職員の退職に伴う人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第45号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、11時45分閉会した。